

本会の規定に記載されていない事項及び目的達成のために行われる事業を円滑に運営するため、細則をここに定めることとし(規定、付則 第47条)それらのすべては運営会議で審議し決議され、代表がこれを定める。

## 第1条 団体登録条件

本会に登録しようとする団体は、三鷹市に所在地を置く少年少女サッカーチームであり、三鷹市民で構成されるチームであること。構成員の80%以上が三鷹市在住・在学者であること。

但し、正登録団体に関して構成員の条件を満たせない場合で団体登録の継続申請希望があった場合は、運営会議にて審議され承認を得た場合はその限りでは無い。

## 第2条 団体構成について

本会に団体登録を行う場合は以下の条件を満たすこと。

### (1)代表者

各団体に1名、その団体を代表する者を置かなければならない。

### (2)連絡者

各団体に1名、連絡を受け取る窓口として連絡者を置かなければならない。尚、代表者と連絡者は兼ねることができない。

### (3)運営委員

各団体より2名の運営委員を派遣しなければならない。尚、運営委員は代表者及び連絡者と兼ねる事ができる。

### (4)帯同審判員

各団体から帯同審判員(審判資格4級以上)4名の登録を必要とする。

### (5)審判委員

各団体から1名の審判委員(審判資格4級以上資格取得者)を派遣しなければならない。

### (6)技術委員

各団体から1名の技術委員(D級コーチ以上資格取得者)を派遣しなければならない。

### (7)登録しようとする団体は運営会議で定める書類を代表に提出し申し込まなければならない。

### (8)その他、登録の際に必要なと運営会議で決議された事項。

## 第3条 代表者の権能

各団体代表者は登録団体を代表し、総会にて議決権を有する。但し、仮登録団体の代表者に関しては、総会の出席のみとし、議決権は有さない。

## 第4条 会場責任担当について

各団体はリーグ会場の責任担当を行わなければならない。

### 1 会場責任者の選出

各登録団体は、運営会議で定める会場責任担当を必ず派遣しなければならない。

#### (1)各団体は当番表に基づき、チーム内にて適任となる会場責任者2名以上を派遣すること。

尚、会場責任者は、審判及び指導者資格を有する者とする。

#### (2)会場責任者は他団体の担当者と協力し、リーグの円滑な運営に努めること。

### 2 会場責任者の権能

会場責任者はその日の会場におけるリーグ運営等の決定権を有する。

- (1)リーグ実施に関する事項の決定権
- (2)会場内での諸問題に対する対処及び決定権
- (3)その他、当日のリーグ運営に関しての決定事項

## 第5条 大会運営について(Mリーグ・市民種目別大会、等)

1 本会主催・主管の大会及び試合当日の会場準備、片付けについては、各チーム協力しあい行う事

- (1)準備時間に遅れないよう集合すること。
- (2)片付けは積極的にみんなで行うこと。
- (3)片付けは競技場内だけでなく、応援席及び選手席周辺のゴミ等も各チームで見回ること。

2 会場の使用規則やマナーを守ること。

- (1)ゴミは各自で管理し持ち帰ること。
- (2)駐輪場の約束ごとを守ること。
- (3)駐車場への駐車規制(台数、等)、会場周辺の迷惑路上駐車など、車両関係の約束ごとを守ること。
- (4)立ち入り禁止場所への進入、危険な行為(石を投げる、壁にボールをぶつける等)はやめること。
- (5)施設(トイレ・洗面所・倉庫)を汚したり、用具を壊してしまわないよう注意すること。
- (6)他人や他のチームに迷惑となる事はやめること。
- (7)その他、グラウンド注意事項を厳守すること。

3 競技中に関する事。

- (1)応援やコーチングは決められた場所で行うこと。(ライン沿い。ゴール裏などは厳禁)
- (2)ウォーミングアップは決められた場所で行うこと。
- (3)応援での悲鳴や罵声はやめること。
- (4)関係者以外はむやみに競技場内に立ち入らないこと。
- (5)審判員のジャッジに異議を申し立てる行為はやめること。
- (6)子ども達が良い環境で試合ができるよう努力すること。
- (7)ベンチに入れる者は監督コーチ(5名以内)及び控え選手であること。

4 審判員に関する事。

- (1)審判員は4級以上の有資格者が行うこと。
- (2)審判員は一般的に定められた服装で行うこと。(シャツ・パンツ・ソックス・ワッペン)
- (3)決められた人数及び集合時間に遅れないよう準備すること。

## 第6条 その他

1 学校行事については、学校単位もしくはクラス単位で学校側が主催して行うものと定める。

※但し、地域の活動や行政主催等の活動において、それと同等とみなすものについてはその限りではない。判断については、運営会議にて決定される。

2 ペナルティについて

規約及び細則に定める事項に関して違反行為のある登録団体には、代表よりチームに注意が与えられる。また、その様な行為が度重なる場合は、運営会議にて審議され、何らかのペナルティが課せられる場合があり、必要に応じては運営会議にて審議決議され、規約43条に基づき本会から除名となる。

この規約及び細則は2023年3月18日より施行される。